

大浜北町市有地活用事業 募集要項 新旧対照表（平成 29 年 2 月 17 日公表）

修正箇所	修正理由	旧	新
P.26 第 3-2-(3)	表記誤り	<p>～省略～</p> <p>なお、地盤状態や市道、堺旧港護岸の高さ等の把握の目安として、市が保有するボーリング調査データ（平成 14 年 3 月、平成 15 年 3 月時点）及び測量データ（平成 13 年 9 月時点）については、閲覧の申し出があれば閲覧を可能とします。</p> <p>ただし、最近の調査による数値ではないため、事業用地内の高さ等、一部現状と合わないところがあります。そのため参考数値としての取扱いとしています。</p>	<p>～省略～</p> <p>なお、地盤状態や市道、堺旧港護岸の高さ等の把握の目安として、市が保有するボーリング調査データ（平成 14 年 3 月、平成 26 年 3 月時点）及び測量データ（平成 13 年 9 月、平成 26 年 3 月時点）については、閲覧の申し出があれば閲覧を可能とします。</p> <p>ただし、最近の調査による数値ではないため、事業用地内の高さ等、一部現状と合わないところがあります。そのため参考数値としての取扱いとしています。</p>
P.31 第 4-3-(2)-(ア)	表記誤り	<p>P.7「第 1 3(4)ア公共施設整備事業に関する条件」において示した要求水準に基づき市が支払う公共施設整備事業に関する費用負担額（ただし、公共下水道整備費を除く）の上限は、次に示すとおりとします。なお、実際の負担額は、消費税相当額を乗じた額を負担します。</p>	<p>P.7「第 1 3(4)①公共施設整備事業に関する条件」において示した要求水準に基づき市が支払う公共施設整備事業に関する費用負担額（ただし、公共下水道整備費を除く）の上限は、次に示すとおりとします。なお、実際の負担額は、消費税相当額を乗じた額を負担します。</p>
P.32 第 4-4-(1)-(イ)	表記誤り	<p>事業者に貸し付ける事業用地は、<u>事業用定期借地権設定契約締結と同時に事業者</u>に引き渡すものとします。</p>	<p>事業者に貸し付ける事業用地は、<u>貸付期間の始期である民間施設の整備工事の着工時（着工時期は平成 32 年 9 月 30 日までの日とする。）</u>に引き渡すものとします。</p>

※修正箇所は下線部